

改 正 後	現 行
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※ 文科生第※号 雇児発第※※号 平成※年※月※日</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>

平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※文科生第※号 厚生労働省発雇児第※号 平成※年※月※日</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>

改正案	現行
<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1 ～ (その他) 17 (略)</p>	<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1 ～ (その他) 17 (略)</p>

